

○鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年9月28日

規則第26号

改正 平成25年2月13日規則第1号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第30号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則1・一部改正)

(会派結成届等)

第2条 条例第4条第1項に規定する会派結成届は、議国会派結成届(様式第1号)によるものとする。

2 条例第4条第2項に規定する会派異動届は、議国会派異動届(様式第2号)によるものとする。

3 条例第4条第3項に規定する会派解散届は、議国会派解散届(様式第3号)によるものとする。

(会派結成等の通知)

第3条 条例第5条第1項の規定による通知は、議国会派通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による通知は、議国会派結成等通知書(様式第5号)により行うものとする。

(政務活動費の交付決定)

第4条 条例第6条前段の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第6条後段の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書又は政務活動費交付変更決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(平25規則1・一部改正)

(政務活動費の請求)

第5条 条例第7条第1項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する計画書は、議国会派政務活動計画書(様式第9号)によるものとする。

3 条例第8条第1項の規定による追加交付の請求は、政務活動費追加交付請求書(様式第10号)により行うものとする。

(平25規則1・一部改正)

(収支報告書)

第6条 条例第10条第2項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第11号)によるものとする。

(平25規則1・一部改正)

(政務活動費の返還)

第7条 条例第15条第2項の規定による返還命令は、政務活動費返還命令書(様式第12号)により行うものとする。

(平25規則1・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの規則による改正前の鳥栖市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号

議 会 会 派 結 成 届

年 月 日

鳥栖市議会議長 様

会派名
代表者



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

1 結成年月日 年 月 日

2 結成内容

会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数	人	
所 属 議 員 の 氏 名		

様式第2号

議 会 会 派 異 動 届

年 月 日

鳥栖市議会議長 様

会派名
代表者



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 異動内容

区 分	新		旧	
会 派 の 名 称				
代 表 者 の 氏 名				
経 理 責 任 者 の 氏 名				
所 属 議 員 数	人		人	
所 属 議 員 の 氏 名				

様式第3号

議 会 会 派 解 散 届

年 月 日

鳥栖市議会議長 様

会派名
代表者



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

1 解散年月日 年 月 日

様式第4号

議 会 会 派 通 知 書

番 号
年 月 日

鳥栖市長 様

鳥栖市議会議長



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

会派の名称							
代表者の氏名							
経理責任者の氏名							
所属議員数	人	人	人	人	人	人	人
所属議員の氏名							
結成年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第5号

議 会 会 派 結 成 等 通 知 書

番 号
年 月 日

鳥栖市長 様

鳥栖市議会議長 

鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり通知
します。

記

1 結成(異動・解散)年月日 年 月 日

2 結成(異動)内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数	人	人
所 属 議 員 の 氏 名		

様式第6号

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

番 号
年 月 日

会派名
代表者

様

鳥栖市長



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第6条前段の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額(年額) 円

様式第7号

政 務 活 動 費 交 付 変 更 決 定 通 知 書

番 号
年 月 日

会派名
代表者

様

鳥栖市長



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第6条後段の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 年度政務活動費交付変更決定額(年額) 円

様式第8号

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

鳥栖市長 様

会派名
代表者



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

- 1 交付請求額 金 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

様式第9号

議会会派政務活動計画書

1 会派の名称

2 政務活動計画

(1) 収入

政務活動費 円

(2) 支出

項目	金額	内容
研究研修費	円	
調査旅費	円	
要請・陳情 活動費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
人件費	円	
その他の経費	円	
計	円	

様式第10号

政 務 活 動 費 追 加 交 付 請 求 書

年 月 日

鳥栖市長 様

会派名
代表者



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の追加交付を請求します。

記

- 1 追加交付請求額 金 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における追加所属議員数 人

様式第11号

政務活動費収支報告書

年 月 日

鳥栖市議会議長 様

会派名
代表者



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

1 収入

項目	金額	備考
政務活動費	円	
利息	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出

項目	金額	備考
研究研修費	円	
調査旅費	円	
要請・陳情活動費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
人件費	円	
その他の経費	円	
計	円	

様式第12号

政務活動費返還命令書

番 号
年 月 日

会派名
代表者 様

鳥栖市長



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり政務活動費の返還を命じます。

記

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 理 由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
既 交 付 金 額	円

様式第1号

(平25規則1・一部改正)

様式第2号

(平25規則1・一部改正)

様式第3号

(平25規則1・一部改正)

様式第4号

(平25規則1・一部改正)

様式第5号

(平25規則1・一部改正)

様式第6号

(平25規則1・一部改正)

様式第7号

(平25規則1・一部改正)

様式第8号

(平25規則1・一部改正)

様式第9号

(平25規則1・全改)

様式第10号

(平25規則1・一部改正)

様式第11号

(平25規則1・全改)

様式第12号

(平25規則1・一部改正)